



2026年3月26日

各 位

会 社 名	株式会社 群馬銀行
代表者名	代表取締役頭取 深井 彰彦 (コード番号：8334 東証プライム)
会 社 名	株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表者名	代表取締役社長 殖栗 道郎 (コード番号：7327 東証プライム)

株式会社群馬銀行と株式会社第四北越フィナンシャルグループの 株式交換による経営統合に関する最終合意について

株式会社群馬銀行（代表取締役頭取 深井 彰彦、以下「群馬銀行」といいます。）と株式会社第四北越フィナンシャルグループ（代表取締役社長 殖栗 道郎、以下「第四北越フィナンシャルグループ」といいます。群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループを併せ、以下「両社」、群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループの子会社である株式会社第四北越銀行（取締役頭取 殖栗 道郎、以下「第四北越銀行」といいます。）を併せ、以下「両行」といいます。また、それぞれのグループ会社を含めて以下「両社グループ」といいます。）は、2025年4月24日に両社間で締結した基本合意書に基づき、本日付のそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認および必要な関係当局の許認可等（Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）への提出および効力発生を含みます。）を得られることを前提として、相互信頼および対等統合を基本的な方針とする経営統合（以下「本経営統合」または「本件」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）および経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本経営統合の概要

（1）本経営統合の目的

2025年4月24日公表の「株式会社群馬銀行と株式会社第四北越フィナンシャルグループの経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、本経営統合は、現状でもそれぞれの営業エリアにおいて盤石な顧客基盤をもち、堅調な収益力と強固な財務基盤をもつ両社が統合することにより、経営の規模と質の両面で地方銀行トップクラスの新金融グループにステップアップすることを目指すものです。

両社は相互信頼および対等統合を基本的な方針とし、それぞれの営業地盤において培ったお客さまとの信頼関係や地域への理解を結集させ、コンサルティング機能を拡充、高度化させることにより、地域への貢献と企業価値の持続的向上により一層取り組んでまいります。

また、規模の経済を働かせた合理化・効率化のメリットを最大限発揮するとともに、それぞれの強みを活かしたお客さまへの付加価値の提供により、将来にわたって持続可能なビジネスモデルを構築してまいります。

さらには、両社の経営資源のポテンシャルを最大限に発揮させるため強固なグループ経営管理態勢を整備し、持続的な成長と企業価値の向上を着実に実現させていくことにより、お客さ

ま・地域、職員、株主といった全てのステークホルダーの期待に応えることを目指してまいります。

(2) 新金融グループの理念

MISSION **ふたつの翼で、地域の未来を創る**
存在意義

VISION **信頼を礎に、金融の枠を超え、価値をつなぐ、**
ありたい姿 **リージョナルソリューショングループへ**

VALUES **(1) 四方共益**
わたしたちの価値観 お客さま・地域、会社、仲間、株主、すべての豊かさの向上を目指して行動します

(2) 誠実
プロフェッショナルとして誠実に取り組み、揺るぎなき信頼を積み重ねていきます

(3) 挑戦
失敗を恐れずに挑戦し続け、地域の未来へ新たな風を起こします

(4) 共創
地域を超えてヒト・モノ・コトをつなぎ、ソリューションの力で新たな価値を生み出します

(3) 本経営統合により見込まれる相乗効果

両社は、本経営統合の目的を早期に達成し企業価値の最大化を実現すべく、以下の相乗効果を見据えた具体的施策を検討してまいります。

① お客さまや地域への更なる貢献

両社グループのノウハウ・情報・ネットワークといった強みを持ち寄り相互に活用することで、多様化・複雑化するニーズや課題への対応力を強化し、将来にわたってお客さまや地域に貢献し続けていくことを目指します。

取引先企業への協調融資やストラクチャードファイナンスの共同アレンジ等、様々なスキームを活用した金融仲介機能の増強を図るとともに、広域なネットワークを活かしたビジネスマッチング、事業承継、M&A等の提案力向上、スタートアップ支援、商品・サービスの共同開発や協働プロモーション、資産運用ニーズへの高度なコンサルティングの実践、海外拠点を活用した海外ビジネス支援等、相互に協力・補完し合い、高付加価値なサービスを提供してまいります。

地域の課題解決に資する分野や両社グループのノウハウ・情報活用により高い付加価値の提供を見込める分野など、新たな事業領域にも取り組んでまいります。

② 規模のメリットを活かした積極的な投資と効率化

システム・DXや重点分野において、経営統合によるスケールメリットを活かした積極的な投資を検討し、顧客チャネルの拡充や品質と利便性の高いサービスの提供に努めるとともに、リスク管理など内部管理体制の高度化に取り組んでまいります。

群馬銀行は、2029年度に予定している基幹系システム更改時に、第四北越銀行を含めた地方銀行5行が現在利用しているTSUBASA基幹系システムに移行することで基本合意した他、両社グループで事務手続の共通化・集約化、店舗等の保有施設の共同化、本部組織の統合やスリム化、グループストラクチャーの最適化等による業務と経営の効率化を図ります。

③ 人的資本の活用と充実化

経営統合後の事業規模および事業領域の拡大を見据え、両社グループの豊富な人材がそれぞれのスキルや専門知識を最大限に発揮できる体制を整備し、新金融グループとしてお客さまや地域への提供価値の向上に取り組んでまいります。

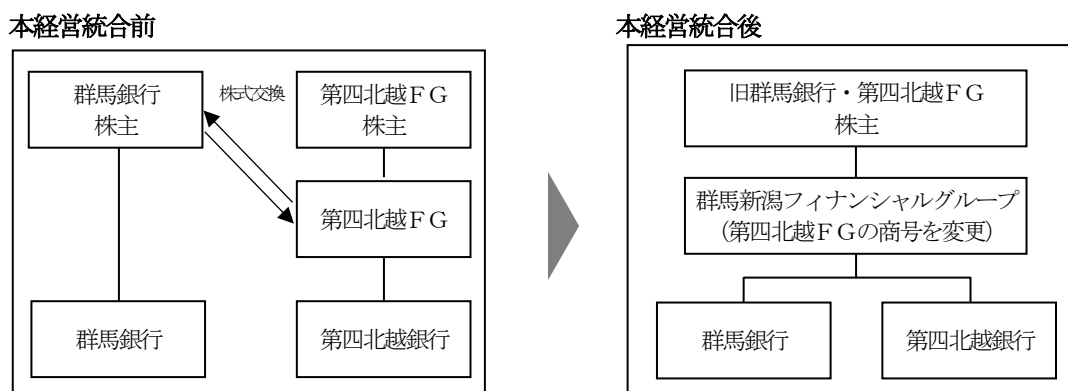
同時に、適所適材な人材配置や自律的なキャリア形成の促進等により、様々なキャリアを通して多様な人材が成長できる、働く人にとって魅力ある組織を目指します。

2. 本経営統合の要旨

(1) 本経営統合の方式

本経営統合は持株会社方式によるものとし、効率的に経営統合を進める観点から一般的に用いられている手法を採用して、既に持株会社体制となっている第四北越フィナンシャルグループを新金融グループの持株会社として活用いたします。

具体的には、2026年12月23日に開催予定の両社の株主総会において本経営統合に必要な事項の承認が得られること、および本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許認可等が得られることを前提として、群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループは株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うとともに、第四北越フィナンシャルグループは、株式会社群馬新潟フィナンシャルグループ（以下「群馬新潟フィナンシャルグループ」または「統合持株会社」といいます。）に商号変更します。



（注）上図においては、第四北越フィナンシャルグループを第四北越FGと表記しています。

(2) 株式交換の日程

2025年4月24日	基本合意書の締結（両社）
2026年3月26日（本日）	両社取締役会決議
	本株式交換契約書および本経営統合契約書の締結
2026年9月30日（予定）	両社の臨時株主総会に係る基準日
2026年12月23日（予定）	両社臨時株主総会開催
2027年3月29日（予定）	群馬銀行の株式の最終売買日
2027年3月30日（予定）	群馬銀行の上場廃止日
2027年4月1日（予定）	本株式交換の効力発生日

（注）上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更になる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可が得られることを前提としていますが、当該許認可等の取得状況等によって、本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(3) 株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

	第四北越 フィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	群馬銀行 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.125
本株式交換により 交付する株式数	第四北越フィナンシャルグループの普通株式：425,812,953株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

群馬銀行の普通株式1株に対して、第四北越フィナンシャルグループの普通株式1.125株を割当て交付します（以下「本株式交換比率」といいます。）。

(注2) 本株式交換により第四北越フィナンシャルグループが交付する新株式数（予定）

第四北越フィナンシャルグループの普通株式425,812,953株（予定）

上記新株式数は、群馬銀行の2025年12月31日時点における普通株式の発行済株式総数（395,888,177株）を前提として算出しております。ただし、本株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、群馬銀行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、群馬銀行の2025年12月31日時点における自己株式数（17,387,774株）は、上記の算出において、第四北越フィナンシャルグループの新株式を交付する対象から除外しております。

なお、群馬銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、群馬銀行の2025年12月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、第四北越フィナンシャルグループの交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本経営統合が実現された場合、本株式交換により、1単元（100株）未満の第四北越フィナンシャルグループの普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける群馬銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）およびその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、第四北越フィナンシャルグループに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項および第四北越フィナンシャルグループの定款の規定に基づき、第四北越フィナンシャルグループが売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、第四北越フィナンシャルグループに対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき第四北越フィナンシャルグループの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、第四北越フィナンシャルグループは、当該端数の割当てを受けることとなる群馬銀行の株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

(4) 株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

上記1. 「本経営統合の概要」に記載のとおり、両社は、2025年4月24日付で本経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式交換の効力発生日を2027年4月1日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

群馬銀行は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価その他の本経営統合の公正性を担保するため、群馬銀行の第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）をそれぞれ選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から2026年3月25日付で受領した株式交換比率算定書およびリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

他方、第四北越フィナンシャルグループは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価その他の本経営統合の公正性を担保するため、第四北越フィナンシャルグループの第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）をそれぞれ選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から2026年3月25日付で受領した株式交換比率算定書およびリーガル・アドバイザーである西村あさひからの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

このように、両社は、これらの第三者算定機関による算定・分析結果およびリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であるという判断に至り、本日付の両社の取締役会において本株式交換比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称および両社との関係

群馬銀行のファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券および第四北越フィナンシャルグループのファイナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期するため、群馬銀行は野村證券を第三者算定機関として選定し、第四北越フィナンシャルグループは三菱UFJモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、両社がそれぞれ、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内

部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

第四北越フィナンシャルグループの普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法（基準日①）	1.13～1.26
2	市場株価平均法（基準日②）	1.07～1.08
3	類似会社比較法	0.77～0.96
4	DDM法	1.02～1.17

なお、市場株価平均法については、本件に関する憶測報道が立会時間終了後になされた2025年3月14日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、ならびに2026年3月25日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報および野村證券に両社から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性についての検証は行っておりません。両社およびそれらの関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2026年3月25日現在までに野村證券が入手した情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

野村證券がDDM法の評価の基礎とした両社の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、群馬銀行および第四北越フィナンシャルグループの両社について、両社の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM分析をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、本件に関する一部報道機関による憶測報道（2025年3月14日の立会時間終了後）による株価への影響を排除した2025年3月14日を算定基準日①（以下「基準日①」といいます。）、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した日の前営業日である2025年4月23日を算定基準日②（以下「基準日②」といいます。）、および2026年3月25日を算定基準日③（以下「基準日③」といいます。）として、東京証券取引所における各基準日の株価終値および各基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、および6ヶ月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DDM分析における、価値算定の際には、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の

諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでおりません。

各手法による群馬銀行の普通株式1株に対して割り当てる第四北越フィナンシャルグループの普通株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価分析（基準日①）	1.13～1.21
2	市場株価分析（基準日②）	1.15～1.19
3	市場株価分析（基準日③）	1.07～1.08
4	類似企業比較分析	0.80～1.27
5	DDM分析	0.85～1.26

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は第四北越フィナンシャルグループの取締役会に対し、2026年3月25日付にて、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を提供しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は第四北越フィナンシャルグループ取締役会からの依頼に基づき、本株式交換比率が株式交換時点における第四北越フィナンシャルグループの普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を、第四北越フィナンシャルグループ取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約および以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして第四北越フィナンシャルグループまたはその株主もしくは取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報または第四北越フィナンシャルグループもしくは群馬銀行から提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性および完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本経営統合により期待される戦略上、財務上および事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上および事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、両社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測および判断を反映するものとして、両社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合が本経営統合契約書に記された条件について、何ら放棄、変更または遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本件により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については、独自の検証を行うことなく、第四北越フィナンシャルグループまたは群馬銀行およびそれらのリーガル・アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件において群馬銀行株式の保有者に対して支払われる対価に関連して、群馬銀行の取締役、役員または従業員（その役職、階級は問いま

せん。) に対して支払われる対価の金額または性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社の資産および負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。さらに三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、貸倒引当金の評価に関する専門家ではなく、貸倒引当金の適正性について独自の評価、両社の個別の債権に関する信用情報の検証を行っておらず、また、そのレビューの依頼もされておられません。よって三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社による貸倒引当金の総額は適正であることを前提としました。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの2026年3月25日現在における経済、金融、市場その他の状況およびフェアネス・オピニオンの同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見またはフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、本経営統合に関し第四北越フィナンシャルグループのファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本経営統合契約書および本株式交換契約書の締結ならびに効力発生を条件としています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って2年以内に、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券または三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の関係会社は、両社に対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのおよびファイナンスについての役務を提供しており、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券または三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券および三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来において両社および両社の関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループ」といいます。）は、銀行業務、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンスおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品およびデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務およびファイナンス業務の過程において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループは両社もしくは本件に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本件に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買いまたは売りのポジションの保持、その他、両社もしくは本件に関連する企業に対して三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定またはその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券グループならびにその取締役および役員は、両社もしくは本件に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本件に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社もしくは本件に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

（３）上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換が実現される場合、その効力発生日である2027年4月1日（予定）をもって、群

馬銀行は第四北越銀行と並んで統合持株会社の完全子会社となりますので、群馬銀行の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い2027年3月30日をもって上場廃止となる予定です。

一方、本株式交換の対価である第四北越フィナンシャルグループの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、引き続き東京証券取引所において取引が可能です。

(4) 公正性を担保するための措置

群馬銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

群馬銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、上記(1)「割当ての内容の根拠および理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。群馬銀行は、第三者算定機関である野村証券の分析および意見を参考として第四北越フィナンシャルグループと交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日付の取締役会において決議いたしました。

なお、群馬銀行は、野村証券から2026年3月25日付にて、フェアネス・オピニオンを取得しております。野村証券によるフェアネス・オピニオンの前提条件および免責事項等については別紙をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

群馬銀行は、取締役会の意思決定の公正性および適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、群馬銀行の意思決定の方法、過程その他の本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、第四北越フィナンシャルグループは、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

第四北越フィナンシャルグループは、本経営統合の公正性を担保するために、上記(1)「割当ての内容の根拠および理由」に記載のとおり、第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。第四北越フィナンシャルグループは、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析および意見を参考として群馬銀行と交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日付の取締役会において決議いたしました。

なお、第四北越フィナンシャルグループは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から2026年3月25日付にて、フェアネス・オピニオンを取得しております。

② 独立した法律事務所からの助言

第四北越フィナンシャルグループは、取締役会の意思決定の公正性および適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひから、第四北越フィナンシャルグループの意思決定の方法、過程その他の本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 本経営統合の当事会社の概要

(1) 会社概要 (2025年12月末時点)

名称	群馬銀行		第四北越フィナンシャルグループ	
所在地	群馬県前橋市元総社町 194 番地		新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町 1071 番地 1	
代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 深井 彰彦		代表取締役社長 殖栗 道郎	
事業内容	銀行業		銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務	
資本金	486 億円		300 億円	
設立年月日	1932 年 9 月 12 日		2018 年 10 月 1 日 (第四北越銀行創立日 1873 年 11 月 2 日)	
発行済株式数	395, 888, 177 株		275, 657, 868 株	
時価総額	8, 561 億円		5, 355 億円	
決算期	3 月 31 日		3 月 31 日	
総資産（連結）	10 兆 7, 732 億円		10 兆 7, 829 億円	
純資産（連結）	6, 055 億円		5, 471 億円	
預金等残高（単体）	8 兆 7, 883 億円		8 兆 5, 898 億円（第四北越銀行単体）	
貸出金残高（単体）	7 兆 1, 585 億円		5 兆 8, 792 億円（第四北越銀行単体）	
従業員数（連結） （2025 年 9 月末時点）	2, 979 人		3, 530 人	
店舗数（出張所含む） （2025 年 9 月末時点）	国内 160 店舗（106 拠点）、 海外 1 店舗・3 事務所		国内 203 店舗（135 拠点）、 海外 1 事務所	
両社の関係	資本関係	群馬銀行は、第四北越フィナンシャルグループの普通株式 239, 850 株を保有しております。 第四北越フィナンシャルグループの子会社である第四北越銀行は、群馬銀行の普通株式 210, 000 株を保有しております。		
	人的関係	特筆すべき事項はありません。		
	取引関係	両行は、両行およびその他地方銀行 8 行による広域連携の枠組みである「TSUBASAアライアンス」に参加し、システムや事務その他各種分野における連携施策を実施しております。 また、連携協定である「群馬・第四北越アライアンス」を締結し、店舗の共同利用や営業推進での連携その他各種分野における連携施策を実施しております。		
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
大株主および持株比率 （2025 年 9 月末時点）	日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	13. 13%	日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	9. 11%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6. 24%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6. 63%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常 任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部）	5. 08%	明治安田生命保険相互会社	3. 64%
	明治安田生命保険相互会社	2. 87%	第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会	2. 86%
	住友生命保険相互会社	2. 81%	日本生命保険相互会社	2. 59%
	群馬銀行従業員持株会	2. 53%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223（常 任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部）	1. 34%

	東洋製罐グループホールディングス株式会社	1.93%	JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.29%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.81%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.29%
	日本生命保険相互会社	1.70%	損害保険ジャパン株式会社	1.16%
	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.44%	住友生命保険相互会社	1.15%

(注1) 時価総額の算出に用いた株価終値は、2026年2月27日時点のものを、自己株式控除後の発行済株式数は、群馬銀行については、2026年2月3日に提出した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された期末発行済株式数395,888,177株および期末自己株式数17,387,774株をもとに、第四北越フィナンシャルグループについては、2026年1月30日に提出した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された期末発行済株式数275,657,868株および期末自己株式数13,253,862株をもとに算出しています。

(注2) 第四北越フィナンシャルグループの店舗(拠点)数は第四北越銀行の店舗(拠点)数を記載しています。

(2) 最近3年間の業績概要(単位:億円)

	群馬銀行			第四北越フィナンシャルグループ		
決算期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
連結純資産	5,158	5,730	5,629	4,159	4,999	4,788
連結総資産	106,623	108,182	105,571	105,180	111,380	109,777
1株当たり連結純資産(円)	1,268.77	1,460.16	1,472.16	1,542.86	1,902.22	1,829.28
連結自己資本比率(%)	13.82	14.86	13.12	10.23	10.03	10.59
連結経常収益	1,765	2,003	2,204	1,487	1,820	1,946
連結経常利益	383	437	620	250	308	411
親会社株主に 帰属する当期 純利益	279	311	439	177	212	293
1株当たり連結 当期純利益 (円)	68.19	78.43	113.82	65.29	79.11	111.97
ROE(%)	5.3	5.7	7.7	4.2	4.6	5.9
1株当たり配 当金(円)	18.00	22.00	45.00	120.00	145.00	131.00

(注1) 連結自己資本比率の算出において、群馬銀行は国際統一基準を、第四北越フィナンシャルグループは国内基準を採用しております。なお、群馬銀行については、連結総自己資本比率を記載しています。

(注2) 第四北越フィナンシャルグループは、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で、それぞれ株式分割を実施しております。上記の1株当たり連結純資産および1株当たり連結当期純利益につきましては、当該株式分割がいずれも2023年3月期の期首に行われたものと仮定して算定しております。2025年3月期の1株当たり配当金につきましては、期首に当該株式分割が行われたものと仮定して中間配当額を56円、期末配当額を75円、年間

配当額131円として記載しております。

(注3) 1株当たりの各指標は、各期末における両社それぞれの発行済株式数を基準として算出された数値となります。

5. 本経営統合後の状況

(1) 群馬新潟フィナンシャルグループの概要 (予定)

名称	株式会社 群馬新潟フィナンシャルグループ (通称：GNFG) (英文名称 Gunma Niigata Financial Group, Inc.)
コーポレートマーク	
本店所在地	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング (注) 群馬銀行本店(群馬県前橋市)および第四北越銀行本店(新潟県新潟市)の所在地に変更はありません。
代表者および取締役の 就任予定	統合持株会社の代表取締役は2名とし、代表取締役会長は殖栗道郎氏(現 第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長)が、代表取締役社長(グループCEO)は深井彰彦氏(現 群馬銀行 代表取締役頭取)が、それぞれ就任予定です。 また、統合持株会社の取締役は13名とし、社内取締役は6名、社外取締役は7名とすること、また、統合持株会社の社内取締役は、両社がそれぞれ3名ずつ指名し、統合持株会社の社外取締役は、群馬銀行が4名、第四北越フィナンシャルグループ(本株式交換の効力発生後は第四北越銀行。以下本号において同じ。)が3名をそれぞれ指名することを合意しております。 さらに、社外取締役のうち、監査等委員である取締役は4名とし、群馬銀行が2名、第四北越フィナンシャルグループが2名をそれぞれ指名することを合意しております。 本経営統合後の具体的な取締役の氏名につきましては、上記に基づき、2026年12月23日に開催予定の第四北越フィナンシャルグループの臨時株主総会の議案として上程する予定です。
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務
資本金	30,000百万円
純資産(連結)	未定
総資産(連結)	未定
決算期	3月31日
上場証券取引所	東京証券取引所
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社

(注) 会計監査人については、2027年6月に開催予定の統合持株会社の定時株主総会での承認を経て正式に決定されます。

6. 株式交換に伴う会計処理の概要

株式交換に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における逆取得に該当し、群馬銀行を取得企業、第四北越フィナンシャルグループを被取得企業としてパーチェス法が適用される見込みです。また、株式交換により発生するのれん（または負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。明らかに次第お知らせいたします。

7. 今後の見通し

統合持株会社の計数計画については、添付資料 8 頁をご参照ください。今後、業績予想修正の必要性等、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

本経営統合が両社の2026年3月期および2027年3月期連結業績に与える影響は現時点では軽微であると見込んでおります。

8. その他

本経営統合は、両社の株主総会において本経営統合に必要な事項の承認が得られることおよび本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許認可等（1933年米国証券法に基づくForm F-4による登録届出書のSECへの提出および効力発生を含みます。）が得られることを前提としています。

9. 企業・株主間のガバナンスに関する合意

（1）統合持株会社の役員について候補者を指名する権利を両社が有する旨の合意

① 当該合意内容および目的

両社は、上記1.「（1）本経営統合の目的」に記載の本経営統合の目的を達成するため、上記5.（1）「群馬新潟フィナンシャルグループの概要（予定）」に記載のとおり、本経営統合契約書において、統合持株会社の社内取締役6名のうち、両社がそれぞれ3名ずつ指名すること、また、統合持株会社の社外取締役7名のうち、群馬銀行が4名（社外取締役のうち監査等委員である取締役4名のうちの2名を含む。）、第四北越フィナンシャルグループ（本株式交換の効力発生後は第四北越銀行）が3名（社外取締役のうち監査等委員である取締役4名のうちの2名を含む。）をそれぞれ指名することに合意しております。

本経営統合後の具体的な取締役の氏名につきましては、上記に基づき、2026年12月23日に開催予定の第四北越フィナンシャルグループの臨時株主総会の議案として上程する予定です。

② ガバナンスへの影響

統合持株会社について、両社（本株式交換の効力発生後は両行）の指名する役員により上記1.（1）「本経営統合の目的」に記載の本経営統合の目的を達成することを企図しており、かつ、社外取締役を過半とするなど、適切なガバナンス体制の構築を目指しており、ガバナンスへの影響については軽微であると考えております。

（2）両社の株主総会または取締役会において決議すべき事項について相手方の事前の承諾を要する旨の合意

① 当該合意内容および目的

両社は、本株式交換の実行または本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行わせないことを目的として、本経営統合契約書において、本経営統合契約書締結日から本株式交換の効力発生日までの間、それぞれ、以下の各事項を実施する場合には、本経営統合契約書上に明示的に定められた例外を除き、相手方と事前に協議の上、その同意を得ることを合意しております。

(a) 定款の変更（注1）

(b) 取締役会規則その他重要な社内規程の制定、変更または廃止

(c) 自己株式または自己新株予約権の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の

株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。)

- (d) 株式、新株予約権または社債（新株予約権付社債を含む。）その他の株式を取得できる権利の発行、処分または付与
- (e) 株式の分割もしくは併合、または株式もしくは新株予約権の無償割当て
- (f) 役員報酬等の総額の決定または変更
- (g) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付、事業の全部または重要な一部の譲渡または譲受、子会社の株式の譲渡その他これらに準じる行為
- (h) 資本提携その他これらに準ずる行為のうち重大なもの
- (i) 資本金もしくは準備金の額の減少、会社法第450条第1項に定める資本金の額の増加、会社法第451条第1項に定める準備金の額の増加または会社法第452条に定める剰余金の処分
- (j) 本株式交換の効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当および当該基準日の設定（注2）
- (k) 解散、または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立て
- (l) 会計方針の重大な変更
- (m) 前各号に定めるほか、本経営統合の実施もしくは本株式交換比率の合理性に重大な悪影響を与え、または本経営統合の目的の達成が著しく困難となるおそれのある行為

（注1）但し、両社は、本経営統合契約書において、①群馬銀行の定時株主総会の議決権の基準日の削除に係る定款変更等を、本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、2027年3月31日付けで効力を生じさせる旨、および、②本経営統合後の統合持株会社とするために必要となる第四北越フィナンシャルグループの定款変更を行う旨を合意しております。なお、第四北越フィナンシャルグループは、本株式交換に際して第四北越フィナンシャルグループの普通株式の割当交付を受ける群馬銀行の株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本株式交換および群馬銀行における上記①の定款変更の効力が生ずることを停止条件として、統合持株会社の2027年6月開催予定の定時株主総会の議決権を付与する予定です。

（注2）但し、両社は、それぞれの2026年3月31日、2026年9月30日および2027年3月31日の株主または登録株式質権者に対して、配当性向40%を目安として（但し、具体的な配当金額の算定にあたっては、本経営統合契約書締結日時点において開示しているそれぞれの配当性向の計算方法および株主還元方針に従うものとする。）、剰余金の配当を行うことができることについて、合意しております。

② ガバナンスへの影響

両社は、株主総会または取締役会において決議すべき事項について相手方の事前の承諾を要するとされる期間は本経営統合契約書締結日から本株式交換の効力発生日までに限定されていることから、また、本経営統合の目的を達成するために必要な内容であることから、上記合意がガバナンスに与える影響については軽微であると考えております。

以 上

(参考) 当期業績予想および前期実績

群馬銀行 (当期連結業績予想は2026年2月3日公表分) (単位: 百万円)

	連結経常利益	連結親会社株主に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2026年3月期)	78,000	55,000
前期実績 (2025年3月期)	62,029	43,900

第四北越フィナンシャルグループ (当期連結業績予想は2026年1月30日公表分) (単位: 百万円)

	連結経常利益	連結親会社株主に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2026年3月期)	52,300	36,000
前期実績 (2025年3月期)	41,112	29,349

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社群馬銀行

総合企画部 大谷

TEL 027-252-1111

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

グループ戦略推進部 中上

TEL 025-224-7111

【米国証券法について】

第四北越フィナンシャルグループは、本経営統合が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書をSECに提出することを予定しています。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、群馬銀行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 および目論見書には、両社に関する情報、本経営統合およびその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連してSECに提出予定のForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連してSECに提出される全ての書類は、提出後にSECのホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて提供いたします。送付のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

会社名： 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
住所： 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
電話： 025-224-7111

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループの間の経営統合およびその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」もしくはこれらと同様の表現、または戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両社の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆さまにおかれましては、今後の日本国内における公表およびSECへの届出において両社（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本経営統合に必要なとされる許認可が得られないこと、またはその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- 両社に適用される法制度、会計基準または経営環境の変化が及ぼす影響
- 両社の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況または業界状況の変化が及ぼす影響
- 本経営統合の遂行に関するその他のリスク

野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）は、フェアネス・オピニオン（以下「本意見書」といいます。）の作成にあたり野村證券が検討した公開情報および野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性および完全性についての検証は行っており、また検証の義務を負うものではありません。野村證券は、株式会社群馬銀行（以下「群馬銀行」といいます。）および株式会社第四北越フィナンシャルグループ（以下「第四北越フィナンシャルグループ」といいます。群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループを併せ、以下「両社」といいます。）とそれらの関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っており、また、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成または検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、野村證券は、本意見書の作成にあたり、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。野村證券は、かかる財務予測等の実現可能性につき一切の保証をするものではありません。野村證券は、群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループとの間で予定されている 2027 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式交換（以下「本件」といいます。）が 2026 年 3 月 26 日に両社の間で締結された株式交換契約書（以下「本契約書」といいます。）に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、本件の税務上の効果が野村證券に提示された想定と相違ないこと、本件の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意または許認可が、本件によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されること、および本契約書に記載された重要な条件または合意事項の放棄、修正または変更なく本件が本契約書の条件に従って完了することを前提としており、これらについて独自の調査は行っており、またその義務を負うものではありません。野村證券は、群馬銀行により本件以外の取引またはその相対的評価についての検討を要請されておらず、かかる検討は行っておりません。野村證券は、群馬銀行または群馬銀行の取締役会に対して、本件に関する第三者の意思表明を勧誘する義務を負っており、またそのような勧誘を行っておりません。

野村證券は、本件に関して、群馬銀行の財務アドバイザーを務めており、本件に関する交渉の一部に関与しております。そのサービスの対価として、群馬銀行から本件成立を支払条件とするものを含む手数料を受領する予定です。また、野村證券は、野村證券およびその関係会社に生じた一定の費用の払い戻しを群馬銀行から受領する予定です。本意見書提出にあたっては群馬銀行と野村證券との契約に規定する免責・補償条項が適用されます。野村證券およびその関係会社は、群馬銀行、第四北越フィナンシャルグループまたはそれらの関係会社に対して、投資銀行業務、その他の金融商品取引関連業務およびローン業務等を行いまたは将来において行い、報酬を受領する可能性があります。本意見書の日付現在において、野村證券の完全親会社である野村ホールディングス株式会社は、群馬銀行の普通株式 3,168,000 株および第四北越フィナンシャルグループの普通株式 325,500 株を保有しております。また、野村證券およびその関係会社は、通常の業務の過程において、群馬銀行、第四北越フィナンシャルグループまたはそれらの関係会社の有価証券および金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定または顧客の勘定において随時取引しまたは所有することがあります。

本意見書に記載された野村證券の意見（以下「本意見」といいます。）は、群馬銀行の取締役会が群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループとの間における普通株式にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）を検討するために参考となる情報を提供することを目的としています。かかる意見は、本意見書に記載された条件および前提のもとで、本株式交換比率の財務的見地からの妥当性について述べられたものに留まり、野村證券は、本株式交換比率の決定の基礎となる各前提事実もしくは仮定について意見を述べることで、または群馬銀行が本件を実行するとい

う経営上の判断について賛否を含む何らの意見を述べることも要請されておらず、本意見書においてもかかる意見を述べておりません。また、本意見は、群馬銀行の株主に対して、本件に関する議決権等の株主権の行使、株式の取引その他の関連する事項について何らの推奨を行うものではなく、さらに、本意見書は、群馬銀行および第四北越フィナンシャルグループの普通株式の株価水準について、過去、現在または将来に係る何らの意見を述べるものでもありません。なお、野村證券は、本件に関して、法務、規制、税務または会計に関連するアドバイスを独自に行うものではなく、これらの事項については、群馬銀行またはその外部専門家の判断に依拠しております。

本意見書の内容は、別途群馬銀行と野村證券との契約において特別に認められている場合を除き、第三者に開示されず、または目的外に使用されないことを前提としており、群馬銀行は、野村證券の事前の書面による同意なく、本意見書の全部または一部を問わず、これを開示、参照、伝達または使用することはできません。

本意見は、本意見書の日付現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。今後の状況の推移または変化により、本意見が影響を受けることがありますが、野村證券はその意見を修正、変更または補足する義務を負いません。

株式会社群馬銀行と株式会社第四北越フィナンシャルグループの

経営統合に関する最終合意について

2026年3月26日



INDEX

本資料の内容

イントロダクション（ブランドストーリー）

1. 統合持株会社の概要
2. 新金融グループの理念
3. 経営統合の目的
4. 経営統合の概要
5. 新金融グループのガバナンス・組織体制
6. 新金融グループの計数計画
7. シナジー

【参考資料】

- 両社の概要
- 基本合意（2025年4月24日）以降の取組み状況

ブランドストーリー

ふたつの翼で、 新しい風を未来に。

時代が大きく動くいま、
地域の未来に、新たな力を届けたい。

群馬の大地をかたどるツルと、新潟の空に舞うトキが、
大空で出会い、新たな旅路へと向かうように、
私たち群馬銀行と第四北越FGは、ともに未来を描きます。

それぞれが長年にわたり、培ってきた信頼と実績をもとに、
県の垣根をこえ、地域と未来をつなぎ、
金融の枠を超えた価値を提供していく、そのために。

二羽の翼が重なることで、
地域の未来に、新たな風をお届けしたい。
そんな物語と約束を、群馬と新潟、
そして、両地域とつながる、すべてのみなさまに。



1. 統合持株会社の概要

商号

株式会社 群馬新潟フィナンシャルグループ

英文 Gunma Niigata Financial Group, Inc.

略称 GNFG

代表者
(予定)

代表取締役会長

殖栗 道郎 (現 第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長)

代表取締役社長 (グループCEO)

深井 彰彦 (現 群馬銀行 代表取締役頭取)

本店所在地

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 (鉄鋼ビルディング)

コーポレート
マーク



GNFG

群馬の大地をかたどるツルと、新潟の空に舞うトキが、
大空で出会い、新たな旅路へと向かう姿をロゴデザインに。

県の垣根をこえ、地域と未来をつなぎ、
金融の枠を超えた価値を提供していく姿勢を表現しました。

2. 新金融グループの理念

MISSION

存在意義

ふたつの翼で、地域の未来を創る

VISION

ありたい姿

**信頼を礎に、金融の枠を超え、価値をつなぐ、
リージョナルソリューショングループへ**

VALUES

わたしたちの価値観

(1) 四方共益

お客さま・地域、会社、仲間、株主、すべての豊かさの向上を目指して行動します

(2) 誠実

プロフェッショナルとして誠実に取り組み、揺るぎなき信頼を積み重ねていきます

(3) 挑戦

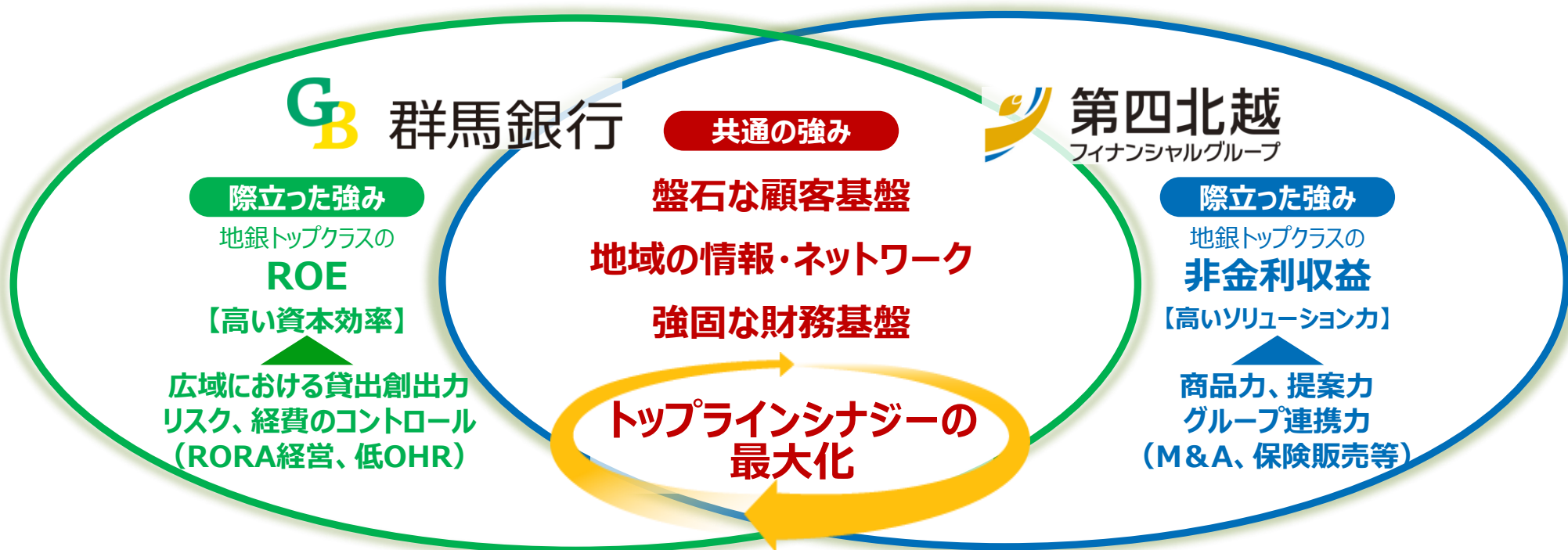
失敗を恐れずに挑戦し続け、地域の未来へ新たな風を起こします

(4) 共創

地域を超えてヒト・モノ・コトをつなぎ、ソリューションの力で新たな価値を生み出します

* 両社の従業員から集まった3,400件を超えるアンケート（新金融グループが「目指すべきこと」や「大切にすべき価値観」）の結果をもとに両社で議論を尽くし、決定に至りました。

3. 経営統合の目的



両社共通の強みをベースに、それぞれの際立った強みを補完することで、
トップラインシナジーの発揮、および経営管理の高度化を図り
経営の規模・質ともに地方銀行トップクラスの金融グループへステップアップ

結果として、お客さま・地域、職員・ビジネスパートナー、株主といった
すべてのステークホルダーの豊かさの向上を目指してまいります

4. 経営統合の概要

経営統合前



(※) 群馬銀行の普通株式1株に対して、第四北越フィナンシャルグループの普通株式1.125株を割当て交付します。

【株式交換の日程】

26年 3月26日 (本日)	両社取締役会決議 株式交換契約書及び 経営統合契約書の締結
26年 9月30日 (予定)	両社の臨時株主総会に係る 基準日
26年12月23日 (予定)	両社臨時株主総会開催
27年 3月29日 (予定)	群馬銀行株式の最終売買日
27年 3月30日 (予定)	群馬銀行の上場廃止日
27年 4月 1日 (予定)	株式交換の効力発生日

経営統合後



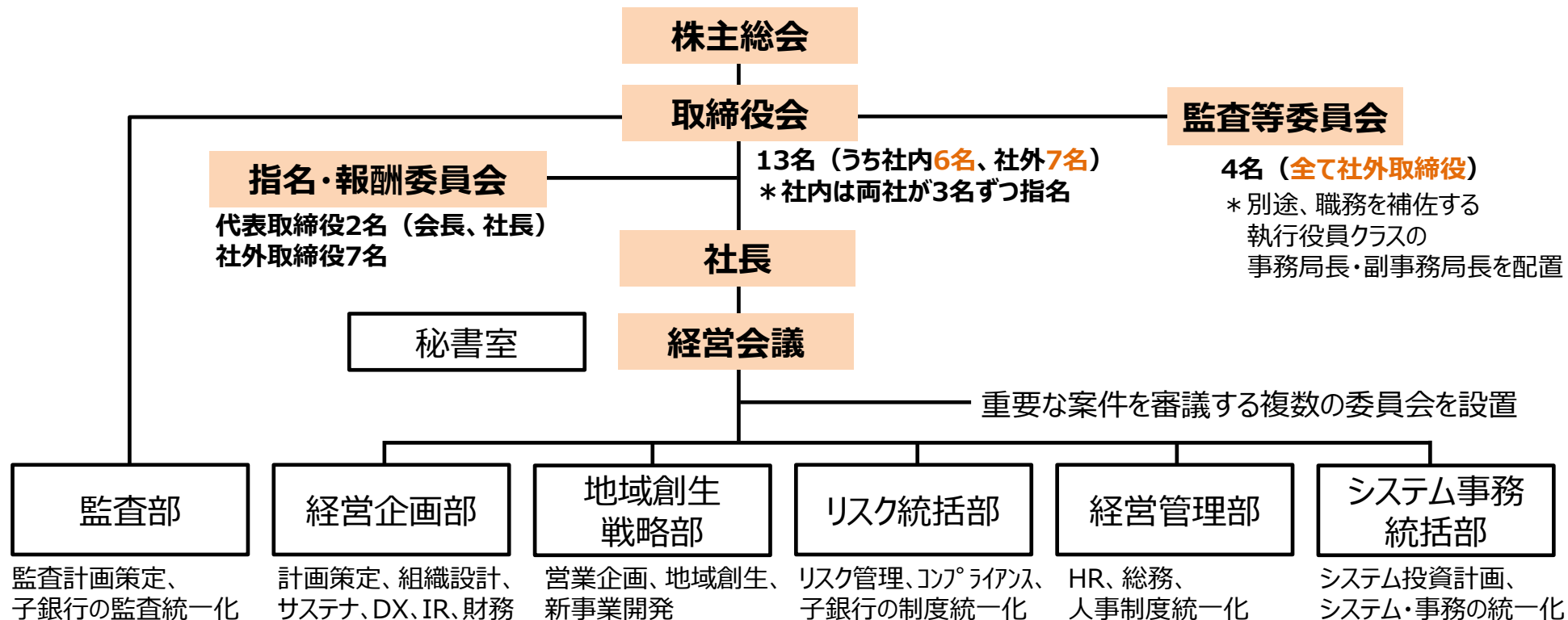
- 群馬銀行と第四北越銀行の合併は予定しておりません。
- 両行ともに統合持株会社の子会社として現状の営業を継続してまいります。また、経営統合を契機とした店舗の統廃合は予定しておりません。
- 両行の商号やコーポレートマーク、本店所在地等に変更はありません。
- 経営統合後はグループストラクチャーの最適化を図り経営の高度化を目指してまいります。

5. 新金融グループのガバナンス・組織体制

- **相互信頼・対等統合を基本的な方針とし、ガバナンスおよび組織体制の最適化を図り、企業価値の向上に取り組んでまいります。**

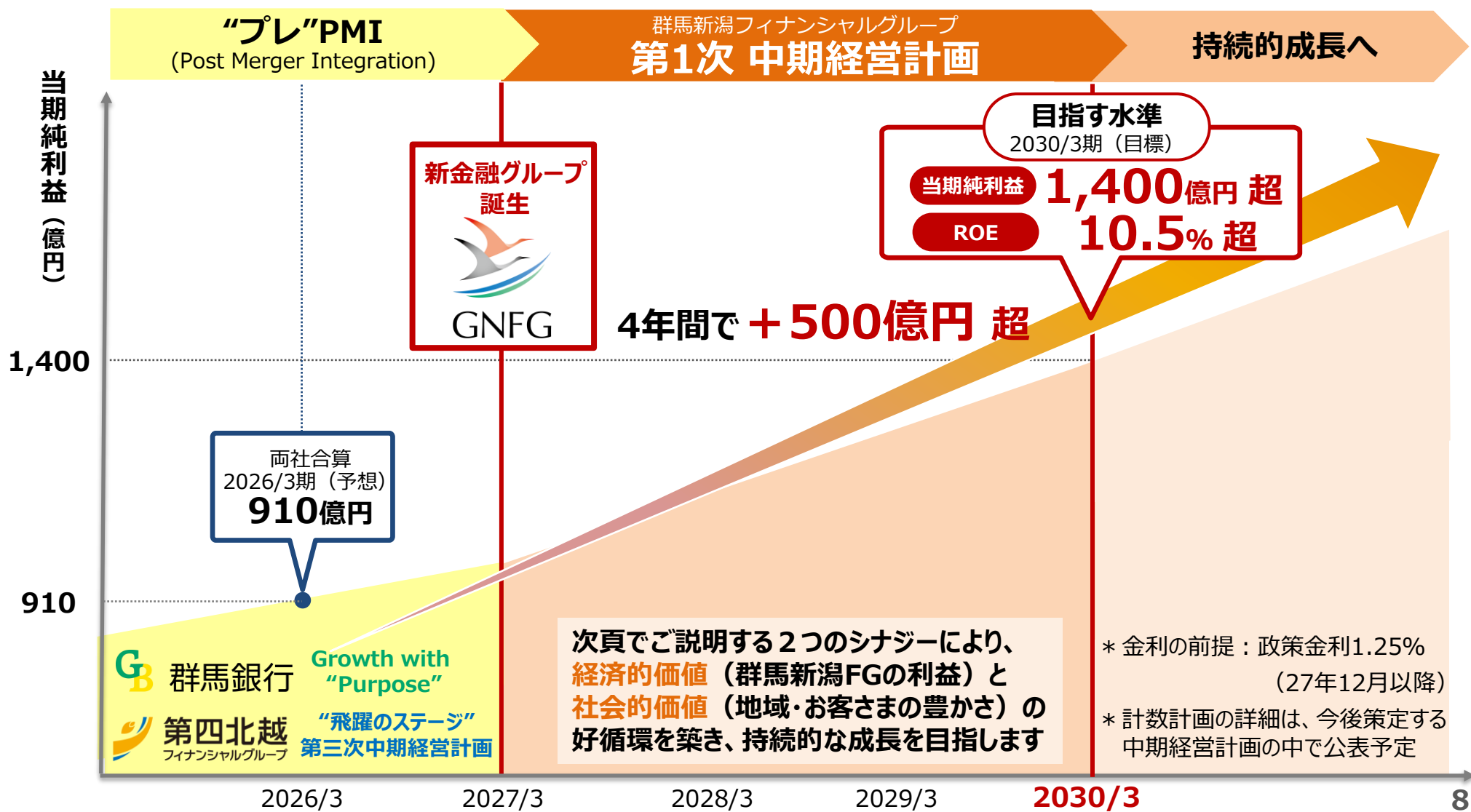
統合持株会社の体制図

統合持株会社の業務をメインで行う人材を**100名規模で配置し**、グループの経営方針や計画策定、リスク管理等の経営管理を高度化することでグループ全体を主導



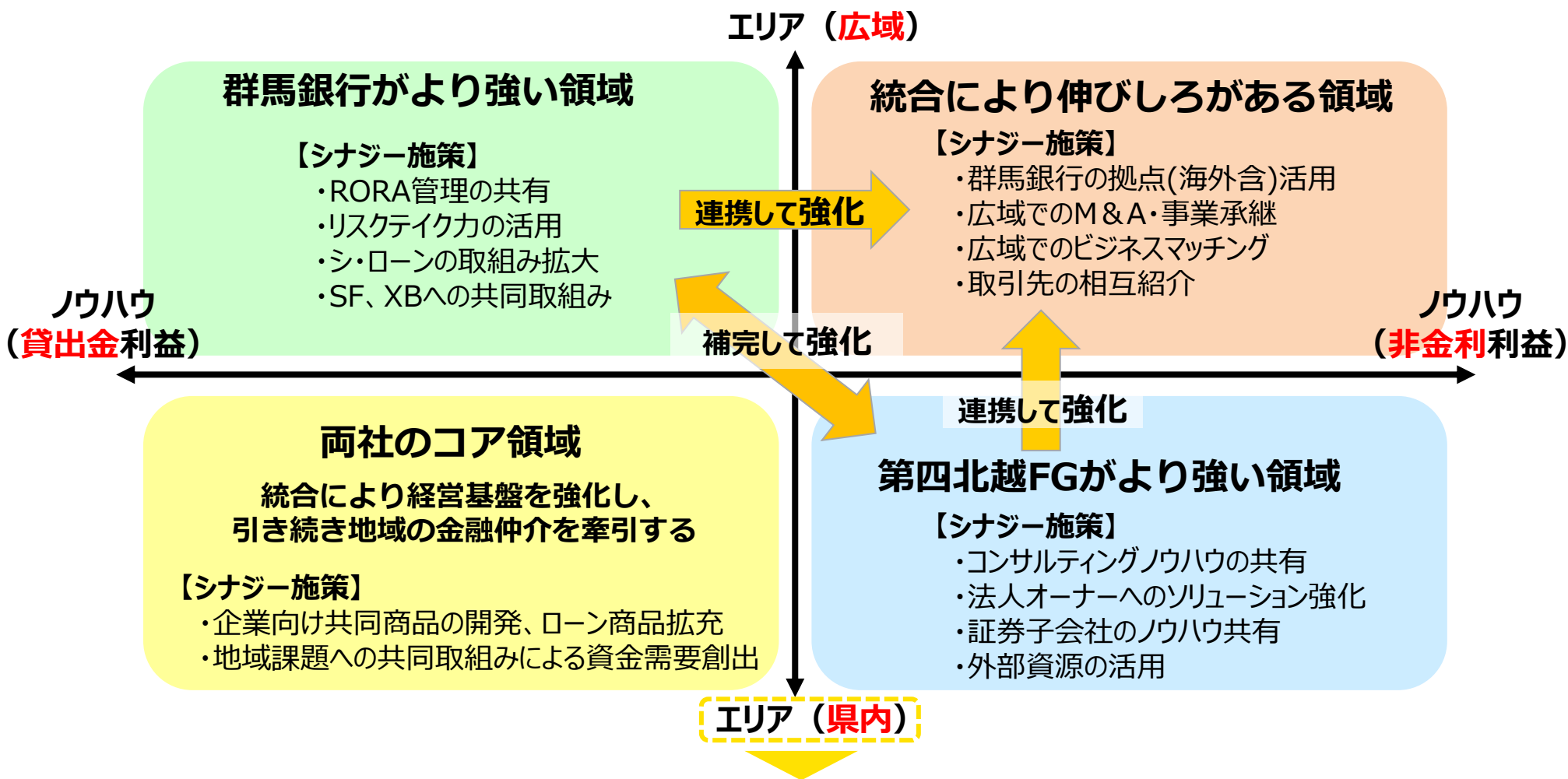
6. 新金融グループの計数計画

- 本経営統合の狙いの一つである「トップラインシナジーの最大化」を図り、2030年3月期（統合3年後）の当期純利益1,400億円超、ROE10.5%超を目指します。



7. シナジー（Ⅰ） 規模×ノウハウ

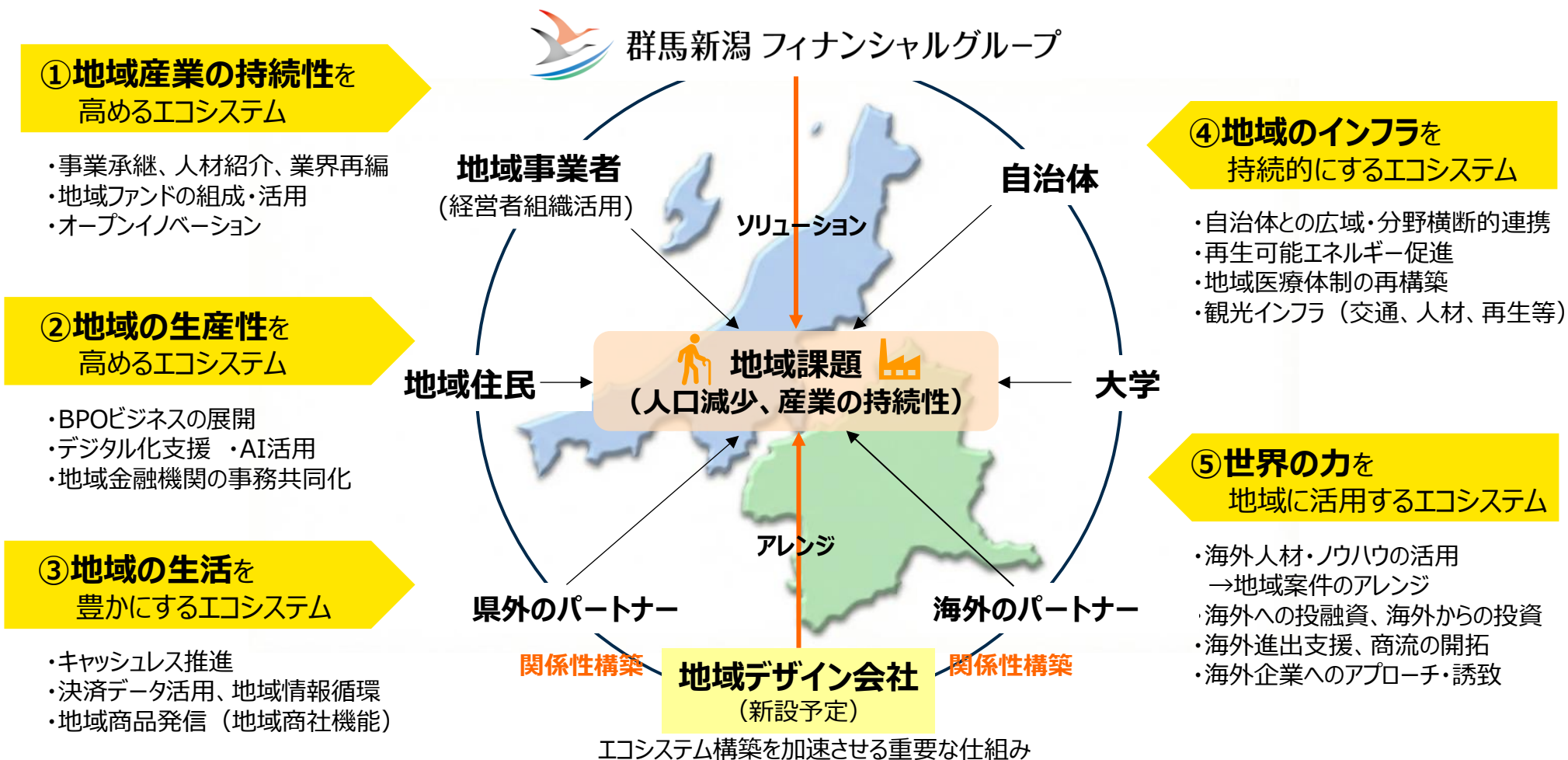
- 経営統合による**規模拡大**（営業エリア、総資産、リスクテイク力、人的資本等）と、お互いの強み（**ノウハウ**）を融合し、資金利益・非金利業務利益の拡大（**トップラインシナジー**の発揮）を図ってまいります。



次頁の**シナジー（Ⅱ）**に取り組むことで、「**エリア（県内）**」の持続的成長を目指します

7. シナジー（Ⅱ） 地域×挑戦

● **地域エコシステム**の構築へ・・・新金融グループがハブとなり、外部パートナーと連携して地域の好循環を築きます



目指す姿： **上流**から外部パートナーと連携して地域課題にアプローチ。地域の持続性を高めるとともに、ニーズ・収益機会を創出。

參考資料

【参考資料】両社の概要

地方銀行トップクラスの金融グループへ

 群馬銀行	
本店所在地	群馬県前橋市
設立（銀行）	1932年9月
総資産（連結）	10兆7,732億円
預金等残高	8兆7,883億円
貸出金残高	7兆1,585億円
預かり資産残高（連結）	1兆4,513億円
当期純利益（連結）	550億円
時価総額	8,561億円
従業員数（連結）	2,979人
拠点数（銀行）	国内106拠点 海外4拠点
グループ会社	金融分野 銀行、証券、リース、 カード、信用保証、 ファンド運営
	非金融分野 コンサルティング・地域 商社、システム、 輸送・保守

 第四北越 フィナンシャルグループ	
本店所在地	新潟県新潟市
創立（銀行）	1873年11月
総資産（連結）	10兆7,829億円
預金等残高	8兆5,898億円
貸出金残高	5兆8,792億円
預かり資産残高（連結）	1兆8,268億円
当期純利益（連結）	360億円
時価総額	5,355億円
従業員数（連結）	3,530人
拠点数（銀行）	国内135拠点 海外1拠点
グループ会社	金融分野 銀行、証券、リース、 カード、信用保証、 ファンド運営
	非金融分野 コンサルティング・調査、 システム、人材紹介、 地域商社

新金融グループ （単純合算）  群馬新潟 フィナンシャルグループ	
総資産（連結）	21兆5,561億円
預金等残高	17兆3,781億円
貸出金残高	13兆377億円
預かり資産残高（連結）	3兆2,781億円
当期純利益（連結）	910億円
時価総額	1兆3,916億円
従業員数（連結）	6,509人
拠点数（銀行）	国内241拠点 海外5拠点
グループ会社（事業領域）	11事業
 群馬銀行 群馬県内シェア	預金等シェア 38%
	貸出金シェア 34%
 第四北越銀行 新潟県内シェア	預金等シェア 43%
	貸出金シェア 50%

※総資産・預金等残高・貸出金残高・預かり資産残高：2025年12月末時点、当期純利益：2026年3月期業績予想、時価総額：2026年2月末時点、従業員数・拠点数・グループ会社：2025年9月末時点 県内シェア：（出所）金融ジャーナル「金融マップ 2026年版」（2025年3月末）

【参考資料】基本合意（2025年4月24日）以降の取り組み状況

- 最終合意および統合シナジーの発揮に向け、両社の各階層にて協議を行ってまいりました。

統合準備委員会

両社トップを中心に、重要事項について協議。これまでに**8回**開催。

専門部会

10の部会（経営企画、営業、システム事務、リスク管理等）に分かれ、Fit&Gapや、業務統一化、シナジー発揮に向けた検討を実施。これまでに延べ**87回**実施。



- シナジーの早期発揮に向けた“プレ”PMIとして、2025年10月から2026年3月までの期間を「**プレアクション180**」と定め、両社役職員の「**意識統合**」や、業務の高度化に向けた「**業務統合**」の検討に取り組んでまいりました。

意識統合

合同研修や共同イベントの実施、統合に関する従業員アンケート（3,400人超が回答）を実施



階層別・業務分野別の合同研修実施
（支店長研修、女性マネジメント研修、海外研修等）



共同ニュースの
定期的配信



● 地域スポーツの共同観戦 ●
（1,200人超が参加）



「群馬・新潟マルシェ」の
共同開催

業務統合

リスク管理、収益管理、監査等の業務共通化の検討着手や、生成AI分野の共同研究を開始

- 最終合意後（2026年4月以降）は、統合直後から**トップラインシナジー**を発揮できるよう、営業分野を始めとした共同施策の検討を加速してまいります。

米国証券法について

第四北越フィナンシャルグループは、本経営統合が行われる場合、それに伴い、Form F-4による登録届出書をS E Cに提出することを予定しています。Form F-4を提出することになった場合、Form F-4には、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれることになります。Form F-4が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4の一部として提出された目論見書が、群馬銀行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、両社に関する情報、本経営統合およびその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連してS E Cに提出予定のForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意して読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連してS E Cに提出される全ての書類は、提出後にS E Cのホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて提供いたします。送付のお申し込みは、下記記載の連絡先にて承ります。

会社名： 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
住所： 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地 1
電話： 025-224-7111

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の群馬銀行と第四北越フィナンシャルグループの間の経営統合およびその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」もしくはこれらと同様の表現、または戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両社の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆さまにおかれましては、今後の日本国内における公表およびS E Cへの届出において両社（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- － 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- － 本経営統合に必要なとされる許認可が得られないこと、またはその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- － 両社に適用される法制度、会計基準または経営環境の変化が及ぼす影響
- － 両社の事業戦略を実行する上での課題
- － 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況または業界状況の変化が及ぼす影響
- － 本経営統合の遂行に関するその他のリスク

(お問い合わせ先)



群馬銀行

総合企画部

TEL 027-252-1111



第四北越
フィナンシャルグループ

グループ戦略推進部

TEL 025-224-7111

- 本資料には、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境の変化などにより、目標対比異なる可能性があることにご留意ください。
- 本経営統合の形態等につきましては、今後両社で継続的な協議・検討の上、変更となる場合がございます。